

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	高山泰仁
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区三番町
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年6月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社旅工房
証券コード	6548
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	高山 泰仁
住所又は本店所在地	東京都千代田区三番町
事務上の連絡先及び担当者名	西袋真司
電話番号	09034333911

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書N0.9
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年6月12日
訂正箇所	下記の通り訂正致します。 根拠条文 法第27条の25第3項を法第27条の25第1項に訂正します。